

第522回鳥取地方最低賃金審議会

1 日 時 令和2年8月24日（月）10時30分～11時15分

2 場 所 白兔会館 2階 らいちょうの間

3 出席者

【委員】

公益代表委員 岩井委員、中野委員、西村委員

労働者代表委員 河村委員、田中委員、長屋委員、林委員、山崎委員

使用者代表委員 徳田委員、花原委員、宮城委員、米原委員

【事務局】

鳥取労働局 石田労働局長、高橋労働基準部長、樽見監督課長

久保田賃金室長、西村賃金室長補佐

堀労働基準監督官、松村給付調査官

4 議 事

(1) 鳥取地方最低賃金審議会の意見に関する公示の結果について

(2) 鳥取地方最低賃金審議会の意見に関する異議について（諮問）

(3) 異議審議

5 資料目次

(1) 鳥取県最低賃金の改正決定について（答申）に対する異議申出（写）

(2) 最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について（諮問）（写）

(3) 鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会委員名簿

6 議事内容

○西村賃金室長補佐 ただいまから第522回鳥取地方最低賃金審議会を開催いたします。

本日の委員の出席状況につきましては、使用者代表の平木委員、公益代表の植木委員か

ら欠席の連絡をいただいております。

現在、公益委員が3名、佐藤委員が、まだお見えになっていませんが、欠席という連絡をいただいておりますので、追って来ていただけるものと思っております。

それから労働者側委員が5名、使用者側委員4名の合計12名の委員の御出席が確認できます。

これは全委員の3分の2以上の出席という要件を満たしておりますので、本審議会は有効に成立しているということを御報告いたします。

また、本日の審議会は、公開の取扱いですので、8月17日から8月21日までの間、公示により傍聴希望者の募集を行いました結果、2名の方から傍聴の申込みがあり、傍聴されています。

以上、報告を申し上げまして、今後の審議会の運営を会長にお願いいたします。

○岩井会長 はい、それでは、議事に入りたいと思います。

先の最低賃金専門部会におきまして、鳥取県最低賃金の改定について全会一致で結審いたしまして、審議会令第6条第5項の適用を受け鳥取労働局長へ答申しております。

その答申について意見公示を行ったわけですが、鳥取地方最低賃金審議会の意見に関する公示の結果について、事務局から説明してください。

○西村賃金室長補佐 8月6日に開催されました第4回鳥取県最低賃金専門部会において、鳥取県最低賃金額を792円に改正することが全会一致で結審し、最低賃金審議会令第6条第5項の規定が適用されることから、専門部会の決議をもって審議会答申が作成され、同日、鳥取労働局長あて答申されたところです。

この答申について、鳥取地方最低賃金審議会の意見に関する公示として、8月6日から8月21日までの間、異議の申出の公示を行いました。

公示の結果、鳥取県労働組合総連合議長から異議の申出がありました。

資料1ページに異議申出書の写しをお示ししております。以上でございます。

○岩井会長 最低賃金審議会の意見に関する異議の申出についての諮問について、事務局から説明をお願いします。

○西村賃金室長補佐 最低賃金審議会の意見に対する異議の申出がありましたので、最低賃金法第12条の規定に基づき、ただ今から、鳥取労働局長より最低賃金審議会会長あてに諮問をさせていただきます。

諮問文の写しを資料の3ページに提出しておりますので御覧ください。

では、局長お願いします。

○石田労働局長 それでは、諮問文を読み上げさせていただきます。

鳥取地方最低賃金審議会会長、岩井和由殿。

最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について。

標記について、鳥取県労働組合総連合議長から、令和2年8月19日付をもって最低賃金法第12条による異議の申出がありましたので、貴審議会の意見を求めます。

〔局長から会長へ諮問文手交〕

○岩井会長 はい、お受けいたします。

○石田労働局長 よろしくお願ひいたします。

○岩井会長 ただいま、異議申出の諮問を受けましたので、異議申出の内容について事務局から説明をお願いします。

○久保田賃金室長 提出されました異議について説明いたします。

〔異議申出書の読上げ〕

○岩井会長 はい、ありがとうございます。

申出のございました異議は、鳥取県最低賃金の改定額を、本審議会の答申による時間額792円に対し、答申額を大幅に改善することと、金額決定に当たり憲法25条に定める健康で文化的な生活を営む権利を具現する最低賃金制度の役割について再考のうえ決定するよう求めるものであります。

今年度の鳥取県最低賃金の改定については、新型コロナウイルス感染症拡大による経済・雇用等厳しい状況にあり、また、中央最低賃金審議会から改定の目安が示されないという異例の中で、これまでの審議会、専門部会において、議論は尽くしていると考えるところであります。委員の皆さんの御意見をお願いします。

○田中委員 それでは、少し発言をさせていただけたらと思います。

まず、一昨日くらいにたしか、全国の最低賃金の審議は終わったということが、昨日の共同通信の記事に載っていました。

全体をしてみますと、ゼロ円で結審したところは7都道府県、そして1円が17県、2円が鳥取含めて14県、3円が9県というような結果になりました。

中央最低賃金審議会が目安を示さないというところで、40の府県が有額で結審したという結果をまず皆さんと情報共有をしておきたいと思っております。

特に、ゼロ円で結審したところをしてみますと、東京であるとか、大阪といった大都市

圏を中心にゼロ円で、この中国地方を見ても広島、山口がゼロ円で結審したという結果となっております。

紹介しておきますと、ゼロ円は北海道、それから先ほど言いました東京、静岡、京都、大阪、広島、山口という報告を受けたところです。

結審の状況、採決の状況を見ると、他の都道府県においては退席者が出るとか、労使両側が反対するとか、非常に厳しい審議が全国で行われたものと受け止めております。

その中で、鳥取県におきましては、専門部会ではあったのですが、部会長の采配によって、労使が歩み寄って全会一致というところに達したということは我々も非常に喜ばしい結果だと受け止めております。

今日、出されました異議の申出を読みますと、我々、労働者側委員もこの異議申出書の多くに賛同できることが記載をされております。

中でもこれは専門部会でも申しましたが、最低賃金近傍で働いている方、この方々がコロナ禍によって、より大きい影響を受けて、苦しい生活をされる、やはりここに光を当てべきだということは、私からも再三、この審議会の中で申したところでございますが、やはりコロナということで、非常に厳しい状況であることは間違いございません。

その中で、我々の状況ですが、先ほど言いました歩み寄りによって全会一致になったというところでございます。

47都道府県の中で、13の県が全会一致で結審をしております。

鳥取県の場合、プラス2円ということでございます。

私の過大評価かも分かりませんが、790円にプラス2円したということは、求人面では実質800円というところが見えてきた、実質今は10%が800円から790円の求人ですが、この790円にプラス2円されたということで、大方、実質800円の求人ということが実現するのではなかろうかと大きく期待をしているところでございます。

それから、格差是正ということも、うたってきました。

東京がゼロ円で、2円格差が縮まって、221円となりましたが、これはまだまだ大きな課題として我々も認識せざるを得ないという思いを持っております。

もう少し身近な地域を見ますと、津山は、岡山県なので42円差ですし、隣の新温泉町とは108円の差があるわけで、この身近な地域での格差ということも意識しつつ、今後の審議の方に生かしていく必要があるのではなかろうかと思っております。

結論から言いますと、この異議申出書、かなり賛同するところはございますが、今回の

審議経過を総合的に勘案した結果、2円というところに落ち着いたものでございますので、我々は審議の結果を尊重していきたいという思いを持っておりますので、どうぞ御理解を賜りたい、このように考えております。以上でございます。

○岩井会長 ありがとうございます。

使用者側の方の委員としての御意見ございますか。

○宮城委員 これは専門部会の中でもお話しさせていただきました。

現在、新型コロナウイルスでかなり経済活動も停滞しておる現状であり、先行きが見えないような状況ということで、以前を鑑みますと、2008年のリーマンショックのときに、かなりの経済活動が停滞したわけです。

今回はそれ以上の世界的な経済活動の停滞が見込まれているということで、2008年の翌年、2009年にやはり今年と同じように目安が示されませんでした。

そのときに引上げ額が1円ということで、目安なしの中で引上げが行われたという経緯があります。

今回、2020年については、そのときと同じような状況、あるいはそれ以上の厳しい状況の中で、経営側としては、やはり今は賃金を引き上げる状態ではないというふうな思いが非常に強かったのですが、さりとて、全く目安がゼロだからといって引上げしないわけにはいかないであろうということで、公労使で審議した結果、2円の引上げとなりました。

従来のリーマンショックの後の経済状況を見ますと、その翌年以降に、2008年にリーマンショックがあつて、2009年はかなり停滞しまして、これは一般の労働者だけでなく、障害者の雇用も人数が非常に減った傾向もあつたと思っております。

経営者としては雇用の維持を最優先として現在も取り組んでいますが、今後もそれを最優先で考えたいと思っております。

これから恐らく様々な助成金とか補助金とかを使いながら、いずれにしてもほとんどが借入れで対応しなければいけない状況ですので、経営としてはかなり厳しいものになってくると思います。

リーマンショックの翌年にかなりの雇用の停滞がありました。

失業率も大幅にアップしたという記憶がありますが、影響が出るのはこれからだと思っております。

恐らく今持ちこたえている企業も中小企業を中心に、県内でかなり厳しくなっている

と聞いておりますので、これからその影響が出てくるのではないのでしょうか。

については、賃金の引上げというのは、やはり経営側も常に考えにありまして、できるならば引き上げたいという気持ちをお持ちになっておられる経営者がほとんどだと思いますが、現在はやはり労使が協調して耐える時期ではなかろうかと思っております。

今回、先ほど申し上げましたように、引き上げるような状況ではないという思いがありましたが、労働者の方々の労働条件の改善については、前向きに考えなければいけないということで、このたび有額の回答として、審議をさせていただいて、全会一致になりました。

これは非常に、鳥取県内では珍しいことだというふうに思っていますが、このたび、我々が主張したように、労使が協調しなければならないという思いがありましたので、全会一致というふうに協力させていただきました。

このたびの異議申出について、労働者側がおっしゃられるように、やはり労働条件の改善というのは、引き続きしなければいけないのですが、今年に限りましては、来年以降はどうか分かりませんが、精一杯の審議の結果だろうというふうに思っておりますので、異議申出について十分に内容を理解できる場所もあるのですが、今回の地方最低賃金の専門部会の結論に対しては尊重させていただければと思っております。以上です。
○岩井会長 ほかに、労使それぞれの委員の方で補充するような意見はございますか。

公益委員の方でございませんか。

そういたしますと、委員の皆様の御意見をいただきましたが、審議会、専門部会の審議は労使の種々の主張を踏まえて行われており、審議会として出した結論はこの異議で出された趣旨も十分踏まえた上で、この苦しい経済状況の中で出された結論であると考えております。

つきましては、この異議の申出について棄却するというにしようか。
（「はい」と呼ぶ者あり）

〔全員賛同〕

それでは、全員賛同をしていただきましたので、異議申出を棄却するというにしたいと思います。

事務局の方は答申案を作成していただきたいと思いますが、時間としてどの程度必要でしょうか。

○西村賃金室長補佐 10分程度いただければと思います。

○岩井会長 では、11時5分まで休会いたします。

[休 会]

○岩井会長 では、これより再開したいと思います。

事務局の方に、答申案配付をお願いいたします。

では、確認の意味で答申案を読み上げていただきたいと思います。

○久保田賃金室長 令和2年8月24日。鳥取労働局長、石田聡殿。鳥取地方最低賃金審議会会長、岩井和由。当最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について（答申）。

令和2年8月24日貴職から、令和2年8月19日付鳥取県最低賃金の改正決定に係る当審議会の意見に対する鳥取県労働組合総連合議長からの異議申出に関し意見を求められたので、当審議会において異議の内容及び理由について慎重に審議した結果、下記の結論に達したので答申する。記、令和2年8月6日付答申どおり決定することが適当である。

以上でございます。

○岩井会長 今読み上げていただきましたが、この答申案につきまして、異議等ございますか。特に異議はございませんか。（「はい」と呼ぶ者あり）

それでは、異議がないということで、原案のとおり、局長に答申したいと思います。

[会長から局長へ答申文手交]

○岩井会長 その他の議題に入りたいと思います。

まず、今後の日程につきまして、事務局からの御説明をお願いいたします。

○西村賃金室長補佐 初めに、鳥取県最低賃金の発効に至る今後の日程について簡単に御説明させていただきます。

本日、異議審議の結果、8月6日付け答申のとおりとする、という答申をいただきましたので、この後直ちに官報公示の手続きを行いますと、官報掲載予定日が9月2日となります。

9月2日を改定決定の日として、公示日から起算して30日を経過した日である10月2日に、改正された鳥取県最低賃金が発効することとなります。

なお、鳥取労働局では、改正された最低賃金の情報が、県内事業者や労働者の皆様に行き渡るよう、テレビや新聞、県及び市町村の広報誌等の媒体を通じ広報を行うほか、労働者団体、使用者団体等に周知のお願いをするなど、広く周知を行うこととしています。

次に、特定最低賃金にかかる審議でございますが、特定最低賃金の改正につきましては、鳥取県最低賃金とは異なり、2段階での諮問手続きを行うこととなっております。

それは改正の必要性の有無に対する諮問と、金額改定に係る諮問でございます。

7月28日に開催された第521回鳥取地方最低賃金審議会において、特定最低賃金の改正の必要性の有無について、鳥取労働局長から諮問させていただいております。

鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具・情報通信機械器具製造業最低賃金に係る審議のための専門部会を設置するため、関係労使からの専門部会委員の推薦公示を本年7月28日から8月17日まで行ったところ、両部会とも労働者代表委員3名、使用者代表委員3名の推薦をいただき、公益委員を含めまして委嘱手続きを行いました。

資料5ページに鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具・情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会委員名簿を掲載していますので御覧ください。

この鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具・情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会において、改正の必要性の有無について審議をいただく予定としております。

この専門部会で出された専門部会報告について、鳥取地方最低賃金審議会にて審議いただき、改正の必要性有りとの答申をいただきましたら、同日、鳥取労働局長は改めて2段階目に当たる金額改定の諮問を行う予定としております。

この専門部会報告の審議等をいただくための第523回鳥取地方最低賃金審議会及び、鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具・情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会の開催のため、各委員には日程調整をお願いすることとなりますのでよろしくお願い申し上げます。

なお、日程調整が終了いたしましたら審議会等の開催の御案内を行う予定としております。

○岩井会長 ただいま事務局から説明いただきましたが、事務局の説明に対して、質問等ございますか。

特にないということで、それでは議事の4のイ、最後のその他になります。

その他の事項につきまして、事務局より何かございますか。

○西村賃金室長補佐 特にはございません。

○岩井会長 ありがとうございます。

それでは、本日本日予定いたしました議事は終了いたしました。

その他、委員の方から何か発言がありましたらお願いいたしますが、いかがでしょうか。

(「特にございません」と呼ぶ者あり)

では、特にないということでしたので、ほかに事務局からもないでしょうか。

○西村賃金室長補佐 特にございませぬ。

○岩井会長 それでは、以上をもちまして、本日の審議会を終了したいと思います。御苦
労さまでございました。